

介護保険施設、病院、認知症対応型共同生活介護事業所  
有料老人ホーム等高齢者入所施設の施設長 様

堺市介護保険課長

**新型コロナウイルス対応のため要介護等認定調査の実施が困難な  
介護保険施設・病院等高齢者が入所する施設の届け出について（依頼）**

平素は本市介護保険行政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和2年2月18日付で、厚生労働省老健局から、別紙事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」が発出されました。

つきましては、介護保険施設、病院、認知症対応型共同生活介護事業所、有料老人ホーム等高齢者が入所する施設におかれまして、新型コロナウイルス対応のため入所者等との面会を禁止する措置をとり、要介護等認定調査についても実施困難な場合は、本市へ届出いただきますようご協力ください。

記

**1 届出いただいた場合の本市の対応**

- ① 届出いただいた期間中は、認定申請者への認定調査は実施しません。
- ② 更新認定申請者の要介護等認定については、本市が当該申請者への認定調査を実施する日の属する月の末日まで現在の認定有効期間を延長します。

新規認定申請者の要介護等認定については、認定調査が実施できない場合は認定できませんので、暫定ケアプランによる介護サービス提供をいただきますようお願いいたします。

**2 事務手続きについて**

- ① 入所者等との面会を禁止する措置をとり、認定調査の実施が困難な場合は、様式1「要介護等認定調査実施困難施設届出書」をFAX又はEメールにて提出してください。  
届出は1か月単位とし、翌月も同様の対応を行う場合は、当月末までに翌月分を届けてください。
- ② 届出期間中であっても、通常どおり被保険者の認定申請を漏れなく区役所へ行ってください。
- ③ 届出期間中であっても、入所者等との面会を禁止する措置を解除し、認定調査員の立ち入りが可能となることが確定した場合は、速やかに様式2「要介護等認定調査実施可能施設届出書」をFAX又はEメールにて提出してください。

**3 届出書の提出先 ※区役所では受け付けておりません。**

堺市介護保険課（担当：石通、上村）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL：072-228-7513・FAX：072-228-7853

Eメール：kaiho@city.sakai.lg.jp